

# 平成31年度高知県腎バンク協会職員募集案内

平成31年1月10日

高 知 県 腎 バ イ ク 協 会

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番45号

TEL 088-872-6200

高知県腎バンク協会の事務局職員(正職員)を下記のとおり募集します。

## 記

### 1 募集職種及び人数

当協会の事務局職員(正職員) 1人

### 2 職務内容

#### (1)総務事務

当協会の経理及び庶務、補助金申請に関する事務など

#### (2)コーディネーターの業務補助

「高知県臓器移植コーディネーター」が実施する普及啓発などの業務を補助する。

ただし、臓器あっせん業務などコーディネーターの固有業務は除く。

### 3 応募資格(次の要件を全て満たす方)

(1)基本的なパソコン操作による予算決算の経理事務、補助金申請などの庶務業務ができ、学習会、イベントの企画実施などへの参画に意欲のある方

(2)臓器移植情報など、個人情報に関する守秘義務が果たせる方

(3)平成31年4月1日から勤務可能な方

3月中旬ごろに1~2日程度の事務引き継ぎ日を設けます。

### 4 応募方法

次の書類を当協会に持参提出または簡易書留で送付してください。

#### (1)履歴書

市販の履歴書用紙(JIS 規格A4)に写真貼付のもの。

経歴に時間的な空白がないように記載してください。

#### (2)小論文

ア テーマ:「臓器提供の意思表示の大切さについて」

イ 臓器移植や移植医療についての専門的知識や経験などを一切問い合わせません。あくまで日常生活の中で知る範囲内(リーフレットに記載している内容程度)で、臓器提供の意思表示の大切さについての自らの見解を、率直に述べてください。(ワープロ可、A4用紙に1000字以内)

### 5 採用時期

- (1)試用期間 平成31年4月1日から平成31年9月30日まで
- (2)正式採用 試用期間を無事満了し、同期間中の勤務実績が良好な方

## 6 勤務条件.

### (1)勤務時間

- ・ 平日 9:00～16:00(土曜、日祝日、年末年始は休日)
- ・ 休憩時間 12:00～13:00
- ・ 時間外、休日出勤 年間数日程度あり

### (2)勤務場所

高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター 4F

高知県腎バンク協会事務局

### (3)給 与

- ① 給 料 月 額 150,200 円  
＊ 定期的な昇給予定はありません。
- ② 手 当 期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当
- ③ 社会保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

### (4)休 暇 土、日、祝祭日、年末年始の休日(12/29～1/3)、産前産後休暇、育児休業 有給休暇(高知県職員に準じる日数)あり

### (5)その他 (別紙)のとおり

## 7 選考方法

### (1)第1次選考

- ・ 応募の際に提出された履歴書、小論文をもとに行います。
- ・ 第1次選考合格者には、2月5日までに、第2次選考の日時、場所を通知する予定です。

### (2)第2次選考

- ・ 第1次選考合格者に対し、個別面談による選考を行います。
- ・ 採用決定は2月18日(月)までに通知する予定です。

## 8 問い合わせ・応募書類提出先

### (1)期 間 平成31年1月10日(木)～ 平成31年1月31日(木)

### (2)場 所 高知県腎バンク協会 事務局

高知市丸ノ内1丁目7番45号 総合あんしんセンター 4F

ア 受け付けは、平日の9時から17時まで(ただし12時～13時は除く)

イ 郵送の場合は、平成31年1月31日(木)必着としてください。

以上のことや、その他採用に関するご質問のある方は、当協会にお問い合わせください。

## (別紙)

### 高知県賃パンク協会の事務局職員(事務職)の勤務条件のその他について

#### 1 給与、各種手当

##### (1) 各種手当

・期末手当:6月 0.5 カ月分、12月 0.5 カ月分。

　6月1日または12月1日にそれぞれ在職する者。

・時間外勤務手当:高知県職員に準じて算定

・通勤手当:2km以上の場合に支給

　①車による通勤の場合:アとイの合計

　ア 駐車場手当(近隣に駐車場を借りる場合):実費(但し、10,000 円/月を限度)

　イ 車両、燃料手当:通勤距離 5km未満の場合 3,000 円/月

　　通勤距離 5km以上の場合 5,000 円/月

　②その他の交通用具使用の場合:2,000 円/月

　③公共交通機関利用の場合:実費(但し、10,000 円/月を限度)

・退職手当:退職直前月の給料に勤務年数に応じる支給率を乗じて得た額。

　支給率の最高は 10.0 とする。

　1 年(支給率 0.5)、2 年(1.1)、3 年(1.7)、4 年(2.3)、5 年(2.9)、6 年(3.5)、7 年(4.1)

　8 年(4.7)、9 年(5.2)、10 年(5.8)、11 年(6.4)、12 年(7.0)、13 年(7.6)、14 年(8.2)、

　15 年(8.8)、16 年(9.4)、17 年(10.0)

##### (2) 給与及び手当の支給日は高知県職員に準じる。

#### 2 服務関係

##### (1) 旅費 当協会旅費規定により支給する。

　私有車の使用については、事前に届け出て許可を得る。

##### (2) 規定 当協会の規約、就業規則、経理規程の遵守

#### 3 その他 その他定めのない事項については、必要に応じて別に当協会理事長が定める。